

## 役員及び評議員の報酬等の支給基準

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人電子開発学園九州（以下「学園」という。）寄附行為第59条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、学園において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 職員評議員とは、学園の職員として給与の支給を受けている評議員をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、退職慰労金その他の役員又は評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、役員又は評議員としての職務執行に伴い生じる旅費(交通費、宿泊費等)及び手数料等の経費を指し、報酬等と明確に区別されるものをいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員に対しては、月額報酬、通勤手当及び退職慰労金を支給する。
  - (2) 非常勤の役員に対しては、月額報酬を支給する。
2. 評議員（職員評議員を除く）に対しては、評議員会出席の都度、日額報酬を支給する。
  3. 職員評議員に対しては、報酬等を支給しない。
  4. 役員及び評議員は、報酬を辞退することができる。

### (報酬額の算定方法)

第4条 常勤の役員の月額報酬は別表1に規定する範囲内で理事会の議を経て、理事長が決定する。

2. 常勤の役員の退職慰労金は、退任前月の月額報酬に17分の12を乗じ、その金額に役員在任年数を乗じた金額とする。
3. 役員が退職したときに、特に功労のあった者については、理事会の議を経て、理事長の決定により功労金を支給することができる。
4. 非常勤の役員に対する月額報酬は別表2に定める額とする。
5. 評議員（職員評議員を除く）に対する日額報酬は別表3に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

- 第5条 月額報酬は、毎月25日に支給する。ただし、支給日が土曜日又は法定休日に当たる時は、その前日に繰り上げて支給する。
2. 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込む。
  3. 報酬等は、法令に定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった、積立金等を控除して支給する。

(費用)

- 第6条 常勤の役員には、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。
2. 常勤の役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。
  3. 非常勤の役員及び評議員が職務の執行に当たって費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(端数の処理)

- 第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

- 第8条 学園は、この規程をもって、私立学校法第100条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(規程の改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

## 附 則

1. この規程は令和7年6月27日の定時評議員会の終結の後から施行する。  
役員報酬等の支給基準は廃止する。

別表 1 (第4条1項関係)

常勤役員の報酬額

常勤役員	月 額
理事長	1,000,000円 ~ 2,195,000円の範囲
常務理事	900,000円 ~ 1,800,000円の範囲
理事・監事	700,000円 ~ 1,472,000円の範囲

別表 2 (第4条4項関係)

非常勤役員の報酬額

非常勤役員	月 額
理事長	300,000円
理 事	100,000円
監 事	100,000円

別表 3 (第4条5項関係)

評議員の報酬額 ※職員評議員を除く

評 議 員	評議員会等に出席 その他法人の業務	日額 10,000円
-------	----------------------	------------